

第 28 号議案

加東市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

加東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市営住宅条例の一部を改正する条例

加東市営住宅条例（平成 18 年加東市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
(入居者の資格) 第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「高齢者等」という。））にあつては第 2 号から第 6 号まで、被災市街	(入居者の資格) 第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「高齢者等」という。））にあつては第 2 号から第 6 号まで、被災市街

地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者（あっては第4号及び第6号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。）があること。

(2)～(6) [略]

2 高齢者等は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) [略]

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの
ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定に

地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者（あっては第4号及び第6号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。）又は委託されている児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である入居者又は同居者に委託されている児童をいう。）があること。

(2)～(6) [略]

2 高齢者等は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) [略]

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからエまでのいずれかに該当するもの
ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定に

<p>よる一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）<u>の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>よる一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）<u>の女性自立支援施設における保護若しくは児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を準用する場合を含む。</u>）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター（以下「配偶者暴力相談支援センター」という。）による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている者</u></p> <p>エ <u>配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定による福祉事務所その他市長が別に定める行政機関又は配偶者暴力防止等法第3条第6項に規定する活動を行う民間の団体による配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者</u></p> <p>3 〔略〕</p>
--	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加東市営住宅条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始される加東市営住宅条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定による入居者の公募に応じて入居の申込みをする者及び条例第5条各号に掲げる理由がある場合において施行日以後に入居の申込みをする者について適用し、施行日前に開始された条例第4条第1項の規定による入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び条例第5条各号に掲げる理由がある場合において施行日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

第28号議案 要旨

加東市営住宅条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）の一部が改正されることから文言の整理を行うとともに、配偶者等からの暴力を受けた者の入居要件を見直すため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 引用する配偶者暴力防止等法の条項等を改めること。（第6条関係）
- (2) 入居者の資格に、里親に委託されている児童がある者を加えること。（第6条関係）
- (3) 配偶者等からの暴力を受けた者に、次に掲げる者を加えること。（第6条関係）

ア 母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 女性相談支援センター等による証明書が発行されている者

ウ 女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者

3 施行期日 令和6年4月1日